

2 月上旬号
2017 年

国際情報广场信息报

◇発行: 东大阪市国際情報广场 (毎月発行 2 次) 〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国際情報广场网页。

2 月期(10 月份~1 月份)的儿童津贴费将在 2 月 15 日(周三)汇入银行帐号
2 月期(10 月~1 月分)の児童手当は 2 月 15 日(水)が振込日です

<p>从儿童津贴费里扣除保育所(园)的保育费</p>	<p>保育所(園)の保育料 児童手当から特別徴収</p>
<p>市政府为了确保财政收入以及对利用者的公平性,对持续拖欠保育费者为对象,将从儿童津贴费里扣除特别征收费。对象者将在 2 月 10 日(周五)收到儿童津贴(特例支付)所需支付的保育费特别征收通知书。</p>	<p>市の歳入と利用者の公平性を確保するため、保育料の滞納が続く方を対象に、児童手当からの特別徴収を実施しています。なお、対象者には 2 月 10 日(金)に児童手当(特例給付)にかかる保育料特別徴収 通知書を発送します。</p>
<p>询问处: 有关保育费=育儿支援课 TEL 06-4309-3195 / FAX 06-4309-3817 有关儿童津贴=国民年金课 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805 問合せ先: 保育料について=子育て支援課 児童手当について=国民年金課</p>	

「不可燃小物件」丢弃时是否搞错? 「不燃の小物」間違っ出していないか?

在「不可燃小物件」的收集日,经常有收集物以外的东西一起拿出来。因为不能收集对象品目以外的东西,请在丢弃垃圾之前按照「垃圾的分类方法・弃置方法」小册子确认。
※「不可燃小物件」是指「不能燃烧」的(金属类、玻璃类、陶器类、小型电器产品)「小物件」。
「不燃の小物」の収集日に対象外のものがよく出されています。対象外のものはいくつか、ごみを排出する前に「ごみの分け方・出し方」のパンフレットで確認するなどしてください。
※「不燃の小物」とは、「燃えない」(金属類、ガラス類、陶器類、小型の電化製品)の「小さな物」のことです。

<p>可以丢弃的东西 出してよいもの 餐具・茶碗類、碎玻璃(碎片)、刀具、花瓶、水壶、平底锅、工具類、金属衣架、傘、小型电器产品等 食器・茶碗類、ガラスくず(破片)、刃物、花瓶、やかん、フライパン、工具類、金属のハンガー、かさ、小型の電化製品など</p>	<p>不可丢弃的东西 出してはいけないもの 塑料类(桶、容器、玩具)、木材、树枝等可燃的东西 プラスチック類(バケツ、容器、おもちゃなど)、木材、枝葉などの燃えるもの</p>
---	---

询问处: 环境事业课 TEL 06-4309-3200 / FAX 06-4309-3818
問合せ先: 環境事業課

2017 年度 留守家庭儿童培养俱乐部受理入会申请 平成 29 年度 留守家庭児童育成クラブ入会申込み受付

为使儿童得到健全发育成长,留守家庭儿童培养俱乐部,是为那些保护者们因工作等原因放学后不能照管孩子的家庭而设立的。现在即使在册也必须再次办理申请手续。详细内容请咨询。
◇对象: 小学新生 1 年级~新 6 年級的留守家庭儿童
※除去祖父母等有看护孩子能力的大人同居时的情况。
◇开设期间: 4 月 1 日~2018 年 3 月 31 日
◇费用: 每月 6,500 日元(另需付点心费等)。
◇申请方法: 请把在各开设小学领取的申请表及包括祖父母在内同居者的在职证明书等资料直接递交到受理场所。
留守家庭児童育成クラブは、放課後の健全な育成を図るため、保護者が就労などで下校時に家庭にいない児童を預かっています。現在、在籍している児童も再度手続きが必要です。詳しい内容はお問合せください。
◇対象: 小学校新 1 年生~新 6 年生の留守家庭児童
※祖父母など児童を保護できる大人の同居者がいる場合を除く。
◇開設期間: 4 月 1 日~来年 3 月 31 日
◇料金: 月 6,500 円(別途おやつ代が必要)
◇申込み方法: 開設小学校で配布する入会申込書と祖父母を含む同居保護者の就労証明書などを各受付場所へ直接持参。

询问处: 各开设小学内的运营团体
青少年运动室 TEL 06-4309-3281/FAX 06-4309-3835
問合せ先: 各開設小学校内の主体
青少年スポーツ室



市・府民税の申告

し ふみんぜい しんこく
市・府民税の申告

【市・府民税の申告】

毎年2月上旬～3月中旬は市・府民税申告時期、本市
 在市内7处市民中心设立有申告点，将为大家办理申告
 手续。

【市・府民税の申告】

し ふみんぜい しんこく
 し ふみんぜい しんこく じ き がつじょうじゅん がつちゅうじゅん しな い しよ しみん
 市・府民税の申告時期(2月上旬～3月中旬)に市内7か所の市民
 プラザで出張受付を行っています。

場所	時間
日下市民中心	2月17日(周五)
四条市民中心	2月6日(周一)、28日(周二) 3月10日(周五)
中鸿池市民中心	2月22日(周三)
若江岩田 站前市民中心	2月7日(周二) 3月7日(周二)
楠根市民中心	2月20日(周一)
布施站前市民中心	2月9日(周四)、23日(周四)、 3月9日(周四)
近江堂市民中心	2月10日(周五) 3月1日(周三)

ところ	とき
ゆうゆうプラザ(日下)	2月17日(金)
やまなみプラザ(四条)	2月6日(月)、28日(火)、3月10日(金)
グリーンパル(中鴻池)	2月22日(水)
くすのきプラザ (若江岩田駅前)	2月7日(火)、3月7日(火)
ももの広場(楠根)	2月20日(月)
ゆめひろば 夢広場(布施駅前)	2月9日(木)、23日(木) 3月9日(木)
はすの広場(近江堂)	2月10日(金)、3月1日(水)

☆每个场所办理时间均为 9:30～16:00

◇询问处:市民税課

TEL 06-4309-3135 / FAX 06-4309-3809

☆いずれも 9:30～16:00

◇問合せ先:市民税課

【所得税等の申告】

由税理士免费举办的所得税及复兴特别税的确定申告
 相談按以下时间举行。

【所得税などの申告】

しよとくぜい しんこく
 しよとくぜい ふつこうとくべつしよとくぜい かくていしんこく ぜいりし わりようそうだん
 所得税および復興特別所得税の確定申告の税理士による無料相談
 つぎ おこな
 次のとおり行います。

場所	時間
JA グリーン大阪 总店(荒本北1)	2月16日(周四)～28日(周二) 9:30～12:00(受理到 11:00) 13:00～15:30(受理到 14:30) ※除去周六・日

ところ	とき
JA グリーン大阪 本店(荒本北1)	2月16日(木)～28日(火) 9:30～12:00(受付11:00 まで) 13:00～15:30(受付14:30 まで) ※土・日曜日除く

◇询问处:东大阪税务署 TEL 06-6724-0001

◇問合せ先:東大阪税务署

B型肝炎疫苗的定期预防接种

がたかんえん ていききょうせつしゅ
B型肝炎ワクチンの定期予防接種

去年10月开始定期预防接种B型肝炎疫苗。还没有接
 种的对象者请尽快前去接种。

有关详细内容请咨询。

さくねん がつ がたかんえん ていきせつしゅ かいし たいしやう
 昨年10月からB型肝炎ワクチンの定期接種を開始しています。対象
 の方で接種がまだの方は、早めに接種しましょう。
 くわ かき たいあわ
 詳しくは下記までお問合せください。

询问处:母子保健・感染症課

TEL 072-960-3805 / FAX 072-960-3809

問い合わせ先:母子保健・感染症課

